

要介護認定有効期間の半数を超える短期入所届出の廃止について（通知）

日頃は高齢者福祉行政及び介護保険事業にご協力いただきまして、お礼申し上げます。

さて、中芸広域連合では、短期入所の利用が月の半数を超える場合には「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所届出（別紙）」の提出を求めています。短期入所サービスの利用における制度上の制限と比較いたしますと、非常に厳しい要件での提出を求めている現状であります。

このことから、他の保険者の対応状況に加えまして、中芸広域管内の現状や各事業所の事務負担の軽減等も考慮し、当課で協議いたしました結果、この届出を「廃止」することといたしましたので、通知いたします。

ただし、これまでこの届出を求めていたことによりまして、安易な短期入所の利用というものが一定抑制されていた可能性もありますことから、今後において制度上の決まりを越す利用や短期入所の増加による給付費の増等が目立ってきた場合には、一定の基準を設けての「届出＝管理」という形を再開していくこととなりますので、プラン作成時には、より一層の管理への注意をお願いいたします。

令和元年11月11日

中芸広域連合 介護サービス課長